

	補償内容	保険金の種類	保険金支払事例 ※東京海上日動の海外旅行傷害保険でお支払いした保険金です。
① ケガの補償	旅先でのケガが原因で亡くなってしまった場合や後遺障害が生じてしまった場合を補償します。	●傷害死亡保険金	●道路を横断中車に轢かれ死亡。保険金支払4,326万円
		●傷害後遺障害保険金	●バス乗車中事故にあい、後遺障害が生じた。保険金支払2,800万円 ●大学でのスポーツ実習中に目を負傷して、後遺障害が生じた。保険金支払860万円
② 病気の補償	旅先での病気が原因で亡くなってしまった場合や後遺障害が生じてしまった場合を補償します。	●疾病死亡保険金	●細菌性肺炎にて死亡。保険金支払3,010万円 ●熱射病による死亡。保険金支払2,000万円
③ ケガ・病気にかかわる治療、および親族が負担される費用等の補償	ケガや病気にかかわる治療や救援対象者の死亡・入院・遭難等が発生した場合にその救援対象者のご親族が現地へ赴く費用等を補償します。	●治療・救援者費用補償	●クモ膜下出血で入院後日本へ移送。保険金支払1,650万円 ●空港にて呼吸困難のため倒れる。保険金支払1,200万円 ●うつ病で入院後日本へ移送。保険金支払1,500万円
④ 賠償責任の補償	人にケガをさせた場合、ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合、他人の物を壊してしまった場合等、法律上の損害賠償責任を負った場合を補償します。	●賠償責任保険金	●滞在先にて火災事故を発生させ、家主より損害賠償請求を受けた。保険金支払210万円 ●ホテルにて蛇口を締め忘れ、部屋を水浸しにしてしまった。保険金支払75万円 ●友人宅にて家財を損傷させてしまった。保険金支払35万円
⑤ 携行品の補償	携行していた物が盗まれたり壊されたりした場合を補償します。	●携行品損害保険金	●ホテルに戻る途中に路上でひったくりに遭い、カバンを奪われた。保険金支払6万円 ●携行していた自身所有のデジタルカメラを誤って落として破損してしまった。保険金支払9万円
⑥ 航空機のトラブル等に関する補償	●搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されず、目的地において出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品等を購入し、その費用を負担した場合、補償します。 ●出発予定時刻（着陸地変更の場合は着陸した時刻）から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合に被保険者が宿泊費等を負担した場合に補償します。	●航空機寄託手荷物保険金 ●航空機遅延保険金	●航空会社に預けた荷物が届かず、衣類などの購入費2万円を保険金支払い。 ●飛行機の欠航により宿泊費1万円を保険金支払い。
⑦ 既往症の補償【選択制】	責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある病気を原因として病気の症状の急激な悪化により治療を受け、「治療・救援者費用」の支払対象となった場合に補償します。	●疾病に関する応急治療・救援費用補償	●心臓の動機が酷くなり、病院に受診。既往症の高血圧によるものと診断。保険金支払10万円